

【平成29年災害】朝倉市義援金（12次配分）

【平成29年7月九州北部豪雨災害】

義援金受入額 11次配分時受入額

福岡県	3,384,818,300 円	朝倉市	1,301,943,237 円
		総合計	4,782,423,884 円

12次配分時受入額

※令和3年8月末現在

福岡県	3,480,480,647 円	朝倉市	1,302,507,264 円
		総合計	4,782,987,911 円

※令和4年9月末現在

義援金の配分

区分		配分対象		A	B	C	D	E	F
				第11次配分まで	第12次配分基準額	配分基準合計額	件数	配分額(円)	行番号
人的被害	死亡者又は行方不明者	災害弔慰金又は福岡県災害見舞金の支給対象者		2,000,000		2,000,000	34	68,000,000	1
	重傷者	3箇月以上の治療を要する方		1,000,000		1,000,000	7	7,000,000	2
		1箇月以上3箇月未満の治療を要する方		600,000		600,000	4	2,400,000	3
	その他	福岡県災害見舞金の支給対象者で上記以外		100,000		100,000	3	300,000	4
住家被害 (持家)	全壊	り災証明が「住家・全壊」の世帯		4,376,000	147,000	4,523,000	216	965,434,000	5
		再建加算	住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	200万円以内で再建費相当額		4,000,000	156	568,284,355	6
		ふるさと加算	再建加算世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	200万円以内で再建費相当額					7
		再建加算強化	再建世帯に対し、更に加算	200,000		200,000	156	31,200,000	8
	大規模半壊	り災証明が「住家・大規模半壊」の世帯		3,647,000	121,000	3,768,000	83	297,982,000	9
		り災証明が「住家・大規模半壊」の世帯で、生活再建支援法による解体世帯		729,000	26,000	755,000	55	40,440,000	10
		再建加算	住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	175万円以内で再建費相当額		3,500,000	59	191,913,077	11
		ふるさと加算	再建加算世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	175万円以内で再建費相当額					12
		ふるさと加算(解体世帯加算)	解体世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	25万円以内で再建費相当額		250,000	31	7,750,000	13
		再建加算強化	再建世帯に対し、更に加算	450,000		450,000	59	26,550,000	14
	半壊 (床上浸水)	り災証明が「住家・半壊」の世帯		875,000	29,000	904,000	568	504,309,000	15
		り災証明が「住家・半壊」の世帯で、生活再建支援法による解体世帯		3,501,000	118,000	3,619,000	70	229,060,000	16
		再建加算(解体世帯)	住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	100万円以内で再建費相当額		1,000,000	41	41,000,000	17
		再建加算	住宅の再建(建設、購入又は補修)を被災者生活再建支援金の支給期間までに行う世帯	30万円以内で再建費相当額		600,000	503	278,225,870	18
ふるさと加算		再建加算世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	30万円以内で再建費相当額					19	
ふるさと加算(解体世帯加算)		解体世帯のうち、朝倉市内で再建を行う世帯	170万円以内で再建費相当額		1,700,000	36	61,200,000	20	
		再建加算強化	再建世帯に対し、更に加算	900,000		900,000	503	452,700,000	21
一部損壊 (床下浸水)	り災証明が「住家・一部損壊(床下浸水)」の世帯又は福祉事務所に床下浸水を届け出た世帯		50,000		50,000	495	24,750,000	22	
自力みなし住宅世帯	応急仮設住宅の入居要件を満たす世帯のうち、自力で仮住宅を確保している世帯(以下「自力みなし住宅」)又は自力みなし住宅を確保することが明らかな世帯		100,000		100,000	93	9,300,000	23	
	加算	上記のうち家賃の支払いがある世帯	300,000		300,000	44	13,200,000	24	
	2年目	家賃支払いがある世帯	500,000		500,000	27	13,500,000	25	
ふるさと再建代替支援	自宅が河川等災害復旧事業用地に含まれるため、やむを得ず市外で再建する世帯は、ふるさと加算に代わる同額を加算			各り災区分のふるさと加算金額	-	10	-	26	
住家被害 (借家)	全壊	り災証明が「住家・全壊」の世帯		532,000		532,000	20	10,640,000	27
	大規模半壊	り災証明が「住家・大規模半壊」の世帯		399,000		399,000	32	12,768,000	28
	半壊 (床上浸水)	り災証明が「住家・半壊」の世帯		159,000		159,000	56	8,904,000	29
	一部損壊 (床下浸水)	り災証明が「住家・一部損壊(床下浸水)」の世帯又は福祉事務所に床下浸水を届け出た世帯		25,000		25,000	23	575,000	30
	自力みなし住宅世帯	自力みなし住宅を確保している世帯又は確保することが明らかな世帯		100,000		100,000	9	900,000	31
長期避難	大規模半壊	り災証明が「住家・大規模半壊」「住家・半壊」の世帯				3,000,000	11	33,000,000	32
		再建加算	長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	全壊と同額		4,000,000	8	32,000,000	33
		ふるさと加算	長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	全壊と同額					34
		再建加算強化	長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200,000		200,000	8	1,600,000	35
	一部損壊 (床下浸水)	り災証明が「住家・一部損壊(床下浸水)」の世帯又は福祉事務所に床下浸水を届け出た世帯		2,950,000		2,950,000	14	41,300,000	36
		再建加算	長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200万円以内で再建費相当額		2,000,000	12	24,000,000	37
		ふるさと加算	長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200万円以内で再建費相当額		2,000,000	10	20,000,000	38
		再建加算強化	長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200,000		200,000	12	2,400,000	39
	被災なし	被災がない世帯		3,000,000		3,000,000	7	21,000,000	40
		再建加算	長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200万円以内で再建費相当額		2,000,000	4	8,000,000	41
ふるさと加算		長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200万円以内で再建費相当額		2,000,000	3	6,000,000	42	
再建加算強化		長期避難指定解除後1年間の再建は、全壊と同額	200,000		200,000	4	800,000	43	

区分	配分対象	第11次配分まで	第12次配分基準額	配分基準合計額	件数	配分額(円)	行番号
被災者生活再建支援金基礎分(解体世帯)の代替措置	被災者生活再建支援金基礎分の期限後に、被災を理由として、その住宅をやむを得ず解体する世帯に対し、被災者生活再建支援金基礎分と同額の金額を支給する。	被災者生活再建支援金基礎分全額と同額		-	-	-	44
仮住宅からの転居支援	応急仮設住宅および自力みなし住宅から転居する世帯	500,000		500,000	434	217,000,000	45
再建準備世帯	応急仮設住宅の供与期間終了後、応急仮設住宅の入居要件を満たす世帯のうち、一定の要件を満たす理由で自力で仮住宅を確保し家賃の支払いがある世帯(公営住宅を除く)	500,000		500,000	96	48,000,000	46
	2年目以降 上記のうち、2年目以降も同様の世帯(推定件数 2年目:45世帯、3年目:35世帯、4年目:30世帯)	500,000		500,000	77	38,500,000	47
店舗事業所	所有者 一部損壊(床下浸水)以上の被害を受けた店舗・事業所等の事業用建物等又は貸家・貸店舗等の所有者(個人又は法人(中小企業者に限る。))	300,000		300,000	189	56,700,000	48
	賃借者 一部損壊(床下浸水)以上の被害を受けた店舗・事業所等の事業用建物等又は貸家・貸店舗等の賃借者(個人又は法人(中小企業者に限る。))	150,000		150,000	30	4,500,000	49
市と協働で家電や生活用品等の物資を自力みなし住宅世帯(全壊又は大規模半壊若しくは長期避難の世帯に限る。)及び自力みなし仮設住宅世帯に提供する団体に支援(支援物資相当額以内)		1,000万円以内		1,000万円以内	2	7,356,550	50
市(合併前の町を含む)と地域が協働して設置した飲料水供給施設が被災し、その地域の被災者が合意の下に取り組み復旧事業(復旧見込額よりも安価となる場合は、井戸新設の代替事業を含む)(ただし、用地取得費を除く)		1,500万円以内		1,500万円以内	3	20,389,172	51
被災した集会所であって、その地域の被災者が合意の下に取り組み復旧事業(用地取得費を除く)	建物の建替・購入は経費の95%以内かつ1,000万円を上限	1,000万円以内		1,000万円以内	0	0	52
	建物の改修は経費の85%以内かつ400万円を上限	400万円以内		400万円以内	15	14,723,913	53
	建物の解体は経費の95%以内かつ200万円を上限	200万円以内		200万円以内	4	4,899,472	54
	現状復旧(付帯施設の修繕、敷地内の障害物撤去や擁壁の補修等)は経費の85%以内かつ100万円を上限	100万円以内		100万円以内	2	1,213,108	55
	井戸等機械設備の買替・修繕は経費の85%以内かつ50万円を上限	50万円以内		50万円以内	7	1,612,425	56
住家被害防止応急措置	出水期をひかえ、住家に被害を及ぼす恐れのある障害を除去することで、市民の生命・財産を守るために行う流木、立木等の応急撤去	150万円以内		150万円以内	26	32,152,229	57
	出水期をひかえ、住家に被害を及ぼす恐れのある障害を除去することで、市民の生命・財産を守るために行う土石等の応急撤去	150万円以内		150万円以内	29	34,995,199	58
商工業者に対する支援	商工業者の被害の程度に応じて義援金の配分を行う。 300万以上の被害に対して5~13%程度の支援を行うもの	10万円~500万円以内		10万円~500万円以内	54	48,100,000	59
コミュニティにおける取組	被災した地域財産や生活環境の応急復旧に資する取組を支援するもの	1,100万円以内		1,100万円以内	6	66,000,000	60
H30義援金への充当		-	-	-	1	1,737,787	61
義 援 金 合 計						4,656,265,157	62
義 援 金 保 留 額						126,722,754	63